＜令和8年度　松戸健康福祉センター運営協議会資料＞

松戸健康福祉センター
組織・事業概要説明

【Ⅰ　組織　】

１　県内の保健所（健康福祉センター）
２　松戸健康福祉センターの管轄
３　松戸健康福祉センターの組織

【Ⅱ　事業概要　】

１　医務・薬務等
２　地域保健
３　福祉業務
４　結核・感染症・原爆被爆
５　生活衛生
６　検査
７　監査指導業務

【Ⅰ　組織　】

1　県内の保健所（健康福祉センター）　事業年報 P.3

平成 16 年の組織改正により、保健所と支庁の社会福祉課が統合され、新たに健康福祉センターが設置されました。

健康福祉センターでは、保健、医療、衛生、福祉など様々な業務を行っていますが、地域保健法の規定による保健所機能を有する機関であることをわかりやすく示すため、県民になじみのある保健所という名称も併用し、現在は、「保健所（健康福祉センター）」の表記としています。

名称	設置主体	施設数	設置地域
保健所 （健康福祉センター）	県	13	習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原
保健所	市	3	【指定都市】　千葉市 【中核市】船橋市、柏市

※保健所は、地域保健法第 5 条により県、政令指定都市及び中核市が設置し、県内には計 16 の保健所があります。

2　松戸健康福祉センターの管轄　事業年報 P.4～8

松戸市、流山市、我孫子市

（人口 850 千人、県総人口の約 13%）

令和 8 年 8 月 1 日現在。

3 市のほか一部業務は柏市、野田市を含む。



※ 東葛北部保健医療圏

医療計画における二次医療圏。救急医療などを含め入院調整や医師、病床確保・配分など、保健医療サービスを提供していくための地域的単位。

東葛北部保健医療圏は 5 市（松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市）から構成されます。

３　松戸健康福祉センターの組織　　事業年報 P.12～13

（1）職員数（事務職 23 人、技術職 65 人、計 88 人）

職　種		職員数（人）
事務職		23
技術職	医師	2
	獣医師	6
	薬剤師	10
	保健師	21
	看護師	1
	管理栄養士	6
	臨床検査技師	14
	診療放射線技師	0
	精神保健福祉相談員	5
合計		88

（令和 8 年 8 月 31 日現在。産休・育休・療休除く、臨任・育任含む。）

（2）各課の業務

センター長（保健所長）
副センター長（保健所次長）　※総務課長事務取扱
副センター長（保健所次長）…特命：地域保健・福祉
副センター長（保健所次長）…特命：企画・疾病対策・生活衛生

課名	業務内容
総務課 （3 名）	庶務、歳入・歳出
企画課 （8 名）	医務、薬務、献血、保健医療計画、統計調査、 地域医療構想調整会議、保健所実習、災害医療
地域保健課 （21 名）	保健師関係指導、母子保健、成人・老人保健、 健康支援、地域・職域連携、栄養改善、歯科保健、 精神保健福祉、医療費助成（難病・小児等）
地域福祉課 （5 名）	民生委員・児童委員、特別児童扶養手当、 母子父子寡婦福祉資金、障害者相談、DV 相談、 中核地域生活支援センター連絡調整会議
疾病対策課 （15 名）	結核予防、感染症対策、エイズ対策、被爆者援護

生活衛生課 **（15 名）**	食品衛生、動物、環境衛生（理美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場・民泊・プール等）
検査課 **（6 名）**	ウイルス検査、微生物検査
食品機動監視課 **（4 名）**	食品衛生（食品製造、集団給食等）
監査指導課 **（7 名）**	社会福祉法人、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）などの指導監査等

（令和 8 年 8 月 31 日現在。）

【Ⅱ　事業概要　】

1　医務・薬務等　　事業年報 P.21～41

（1）医務・薬務に係る許認可、立入検査等

医療法等に基づく施設の許認可を行うとともに、毎年度、医療法第25条第1項の規定に基づき管内の医療機関に対して立入検査し、必要な指導を行っています。

施設区分	施設数（令和7年度末）	立入件数（令和7年度）	立入件数（令和8年4月～令和8年8月）
病院	31	31	4
診療所（うち有床診療所）	959（11）	3（3）	0（0）
助産所（うち入所施設を有する施設）	26（3）	0（0）	0（0）

薬機法等に基づく施設の許認可を行うとともに、県計画に基づき管内薬事関係施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行っています。

施設区分	施設数（令和7年度末）	施設数（令和8年8月末）	立入件数（令和7年度）	立入件数（令和8年4月～令和8年8月）
薬局・医薬品販売業等	4,417	4,427	256	47
毒物劇物販売業等	119	118	20	8

（2）医療従事者に係る免許事務

医師、看護師等の厚生労働大臣免許及び准看護師、栄養士等の知事免許の交付申請、書換申請の受理を行っています。

免許種類	取扱件数（令和7年度）	取扱件数（令和8年4月～8月）
厚生労働大臣免許	1,118	274
知事免許	237	47

（3）薬物乱用防止対策

管内の薬物乱用防止指導員（47名）の協力を得て、地域啓発活動を実施しています。令和7年度は 3 か所において実施しました。

また、「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、管内 7 箇所において、けし 216 本を発見し焼却処分を行いました。

（4）厚生統計調査

厚生行政をはじめ各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、厚生労働省が実施する統計調査等の受託事務を行っています。

（主なもの）

調査	頻度	時期等（直近）
国民生活基礎調査	毎年	基準日：6月4日
医療施設動態調査	毎月	通年
医療施設静態調査	3年に1回	基準日：10月1日 （令和8年度）
患者調査	3年に1回	基準日：10月のうち指定された日 （令和8年度）
受療行動調査	3年に1回	基準日：10月のうち指定された日 （令和8年度）
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	基準日：12月31日 （令和8年度）

（5）地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

東葛北部地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び地域医療構想を推進するために必要な協議を行うため、令和 7 年度は会議を 2 回開催しました。令和 8 年度は 8 月に 1 回開催しています。

また、令和 7 年度に小児医療及び周産期医療に関する小委員会を 1 回開催しました。令和 8 年度においては小児医療及び周産期医療について小委員会を開催し検討する予定です。

当センターは事務局として、協議の場の提供及び地域と本庁各課をつなぐ役割を担っています。

（6）健康福祉センター運営協議会

管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため開催しており、令和 7 年度は、11 月に 1 回開催しました。

（7）地域保健従事者研修・保健所実習

医師、保健師、栄養士を目指す学生や臨床研修医師に対して、職種に応じたプログラムを作成し、実習を実施しています。

対象者	実施人数 （令和 7 年度）	実施人数 （令和 8 年 4 月～8 月）
医師	6	4
保健師	39	18
栄養士	7	0
臨床研修医師	受入希望なし	受入希望なし

（8）地域防災対策

県（健康福祉部） では、大規模な地震・風水害などが発生した場合を想定し、「健康福祉部災害対策マニュアル」を策定しています。

当保健所（健康福祉センター） においても、これと連動した「松戸健康福祉センター災害時実働マニュアル」及び関連マニュアルを策定し、随時内容の更新等を行っています。

（9）我孫子連絡所の管理・運営

平成 20 年に柏市が中核市に移行し、市保健所を設置したことに伴い、それまで柏市、流山市、我孫子市を管轄していた県柏保健所が廃止され、流山市及び我孫子市は松戸健康福祉センターの管轄となりました。

また、我孫子市民の利便性を考慮し、我孫子市保健センター内に「松戸保健所（松戸健康福祉センター）我孫子連絡所」を設置し、申請書類の配布や預かり等の窓口業務を実施しています。

利用件数			
	電話	来所	合計
令和7年度	71 件	375 件	446 件
令和8年度8月末時点	23 件	134 件	157 件

内容別利用件数					
	指定難病 ・肝炎	医務・薬務	食品	その他	合計
令和7年度	287 件 （64%）	120 件 （27%）	11 件 （3%）	28 件 （6%）	446 件
令和8年度 8月末時点	113 件 （72%）	36 件 （23%）	2 件 （1%）	6 件 （4%）	157 件

2　地域保健　　事業年報 P.45～86

（1）地域・職域連携推進事業　（事業年報 P.58）

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設等の相互活用等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制整備の推進を目的に「保健所圏域地域・職域連携推進協議会」を設置し、連携を図っています。協議会委員は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、労働基準監督署、商工会・商工会議所、民生委員、学識経験者、医療保険者、全国健康保険協会、地域産業保健センター、地域保健関係機関より構成されています。

高齢化社会の進行に伴い、高齢者の就業者が増加し 60 歳以上の労働者が増えています。柏労働基準監督署管内の労働災害発生状況（令和7年）によると、事故の原因で最も多いものが転倒となっており、また、2025 年国民生活基礎調査による「介護が必要となった主な原因」第2位は骨折・転倒となっています。年齢とともに筋力や心身の活力が弱ってくる状態をフレイルと言い、食事や運動習慣、社会参加といった要因と大きく関係しています。要介護状態にならず活力ある生活をするためには、要介護状態になる前からのフレイル予防が重要です。地域・職域連携推進協議会では 40・50 代の働く世代に対し「働く世代からのフレイル対策」をテーマに令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間取り組んできました。令和 7 年度の評価で一定の成果はあったものの、引き続き取り組む必要性が確認され、令和 8 年度から令和 10 年度の 3 ヵ年で引き続き「働く世代からのフレイル対策」をテーマとし、各年度で重点テーマを定めて取り組んでいます。

令和7年度　取り組み	令和8年度　取り組み
・作業部会の開催 ・オンデマンド講座の作成 ・普及啓発リーフレット配布 ・職域向け出前講座 ・簡易アンケートの実施 ・委員が主催するイベント等にて周知	【運動をメインテーマとして取り組む】 ・作業部会の開催 ・オンデマンド講座の公開 ・普及啓発リーフレット配布 ・職域向け出前講座 ・簡易アンケートの実施 ・委員が主催するイベント等にて周知、啓発

普及啓発リーフレット（令和８年度の重点テーマ：運動）



監修：松戸リハビリテーション病院

転ばぬ先の フレイル対策

老後に備えて しっかり貯筋

運　動　編

フレイル対策には「栄養」「運動」「社会とのつながり」、この3つを意識することが大切です。
今からでも遅くありません！「疲れにくい体づくり」に取組んでみませんか？

気になったらフレイルチェック！ その1 イレブンチェック

※右側にチェックが付いた項目により、心身の機能のどこにフレイルの可能性が潜んでいるのかが分かります。

栄養	1 ほぼ同じ年齢の同性と比較して健康に気を付けた食事を心がけていますか	はい	いいえ
	2 野菜料理と主菜（お肉またはお魚）を両方とも毎日2回以上は食べていますか	はい	いいえ
口腔	3「さきいか」「たくあん」くらいの固さの食品を普通に噛みきれますか	はい	いいえ
	4 お茶や汁物でむせることがありますか	いいえ	はい
運動	5 1回30分以上の汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか	はい	いいえ
	6 日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか	はい	いいえ
	7 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いと思いますか	はい	いいえ
社会性こころ	8 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	いいえ	はい
	9 1日に1回以上は、誰かと一緒に食事をしますか	はい	いいえ
	10 自分が活気に溢れていると思いますか	はい	いいえ
	11 何よりもまず、物忘れが気になりますか	いいえ	はい

東京大学高齢社会総合研究機構　飯島勝矢作図

「運動」の項目で右側に○（まる）が付いた人は
次ページの対策をやってみよう！

若い世代の方が運動不足気味！？

令和7年度に松戸保健所でアンケート調査を実施しました。

「日頃から体を動かすようにしている」と回答した人は、左のグラフのとおりでした。

50代以下の世代は5割強と、60代以上の世代より低い結果でした。

忙しいと時間を取って運動するのは難しいと思いますが、そういった方は、意識して身体活動量を増やしましょう！



身体活動って？　なに？

身体活動とは、日常生活での中で行うすべての身体を動かす行為のことを言います。
時間を取って運動をするのが難しい人は、生活活動を増やすように意識してみましょう。
身体活動量が多いほど、病気にかかるリスクや死亡リスクが低いことが報告されています。

身体活動

生活活動
日常生活における家事、労働、通勤・通学などを伴う活動

運　動
スポーツなどの体力の維持・増進を目的として実施する活動

駅まで歩く
歩く時間を増やしましょう

階段を使う
エレベーター待ちも立止めて階段を2UP！3DOWN！

気分もリフレッシュ！
ストレッチ

気になったらフレイルチェック！ その2 指輪っかテスト

自分の筋肉量が把握できる簡易チェックです。

両手の親指と人差し指で輪を作ります。 1

利き足ではない方のふくらはぎの一番太い部分を力を入れずに軽く回んでみましょう。 2

※指輪っかテストは、東京大学高齢社会総合研究機構が実施した柏スタディをもとに考案されました

サルコペニアの危険度の高まりとともに、様々なリスクが高まっていくことがわかってきています。

転倒・骨折などのリスク

歩めない　ちょうど歩める　階段ができる

低い　サルコペニアの危険度　高い



身体活動量を増やすために‥すきま時間におてがるエクササイズを！

毎日こまめにできる活動を続けて筋力維持！
座っている時間を減らし、デスクワークの合間に体を動かしましょう。
※ふらつく場合は、つかまるものがある場所で行いましょう

太ももあげ

・ゆっくりと片方の太ももをあげ、ゆっくりとおろす（左右10～20回から始めましょう）。

かかとのあげおろし

・ゆっくりとかかとをあげ、ゆっくりとおろす（10～20回から始めましょう）。
・ひざが曲がらないように気を付けましょう。

これだけ体操

足を肩幅より広めに開いて立ちます。その姿勢から両手で骨盤を押し込みながら上体を反らします。上体を反らす際は、両肘を寄せて胸を開くこと、つま先に体重が乗るように意識しましょう。そのまま3秒間キープします。

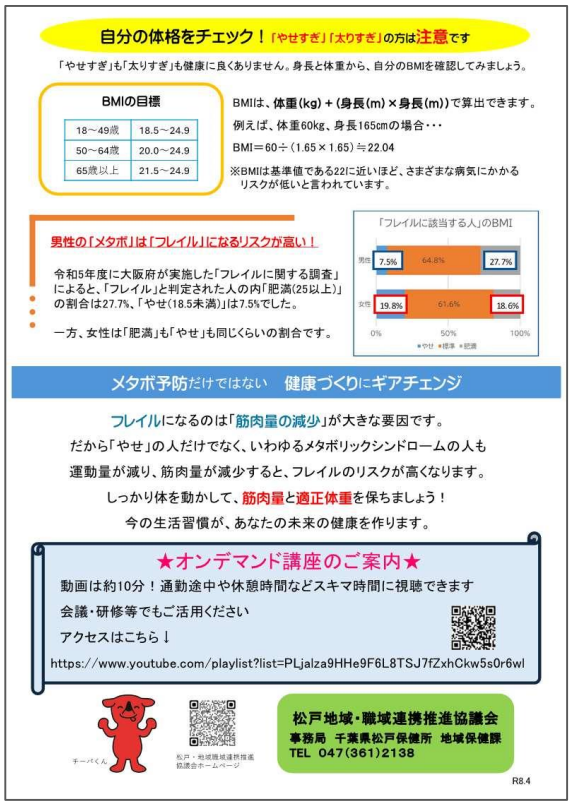
✔あごを軽く引いているか
✔肘同士を寄せているか
✔しっかり骨盤を押せているか
✔膝が伸びているか
✔つま先重心になっているか

じっくりスロースクワット

足を肩幅より広めに開いて立ちます。次に、椅子に座るようにゆっくりと後方へ腰をおろしていきます。太ももが床と平行になるくらいまで腰をおろしたら、ゆっくりと立ち上がります。
この動作を10回くり返します。

✔膝がつま先より前に出ていないか
✔戻る時に膝を伸ばしきっていないか
✔つま先と膝が同じ方向を向いているか

引用：理学療法ハンドブック シリーズ1健康寿命、シリーズ15産業分野の予防



自分の体格をチェック！「やせすぎ」「太りすぎ」の方は注意です

「やせすぎ」も「太りすぎ」も健康に良くありません。身長と体重から、自分のBMIを確認してみましょう。

BMIの目標

18～49歳	18.5～24.9
50～64歳	20.0～24.9
65歳以上	21.5～24.9

BMIは、体重(kg)＋(身長(m)×身長(m))で算出できます。
例えば、体重60kg、身長165cmの場合・・・
BMI＝60÷(1.65×1.65)≒22.04
※BMIは基準値である22に近いほど、さまざまな病気にかかるリスクが低いと言われています。

男性の「メタボ」は「フレイル」になるリスクが高い！

令和5年度に大阪府が実施した「フレイルに関する調査」によると、「フレイル」と判定された人の内「肥満(25以上)」の割合は27.7%、「やせ(18.5未満)」は7.5%でした。

一方、女性は「肥満」も「やせ」も同じくらいの割合です。

「フレイルに該当する人」のBMI
男性 7.5% 64.8% 27.7%
女性 19.8% 61.6% 18.6%
0% 50% 100%
*やせ *標準 *肥満

メタボ予防だけではない　健康づくりにギアチェンジ

フレイルになるのは「筋肉量の減少」が大きな要因です。
だから「やせ」の人だけでなく、いわゆるメタボリックシンドロームの人も
運動量が減り、筋肉量が減少すると、フレイルのリスクが高くなります。
しっかり体を動かして、筋肉量と適正体重を保ちましょう！
今の生活習慣が、あなたの未来の健康を作ります。

★オンデマンド講座のご案内★
動画は約10分！通勤途中や休憩時間などスキマ時間に視聴できます
会議・研修等でもご活用ください
アクセスはこちら↓
https://www.youtube.com/playlist?list=PLjalza9HHe9F6L8TSJ7fZxhCkw5s0r6wl

チーバくん
松戸・地域職域連携推進協議会ホームページ

松戸地域・職域連携推進協議会
事務局　千葉県松戸保健所　地域保健課
TEL 047(361)2138

R8.4

（2）思春期保健相談事業 （事業年報 P.56）

思春期のこころやからだの悩み等を解消することを目的に、臨床心理士や保健師による個別相談及び学校教諭等を対象とした講演会を実施しています。

名　称	内　　容
講演会	思春期年代の子どもの心を考える　～不登校・引きこもりはなぜ思春期に生じるのか～ 講師：愛育研究会顧問、駒木野病院顧問、たけだメンタルクリニック医師　　齊藤　万比古　氏
思春期保健相談	・臨床心理士による相談（9 回開催、相談件数 15 件） 　不登校や精神的な不調に関する相談に応じ、家族の対応の仕方などを助言。 ・保健師による電話相談（随時）

（3）小児慢性特定疾病医療費支援事業 （事業年報 P.52）

小児慢性特定疾病医療費の一部を助成しています。
対象疾患は、16 疾患群 801 疾病で、令和 8 年 3 月末の助成受給者は 643 人です。

（4）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 （事業年報 P.53）

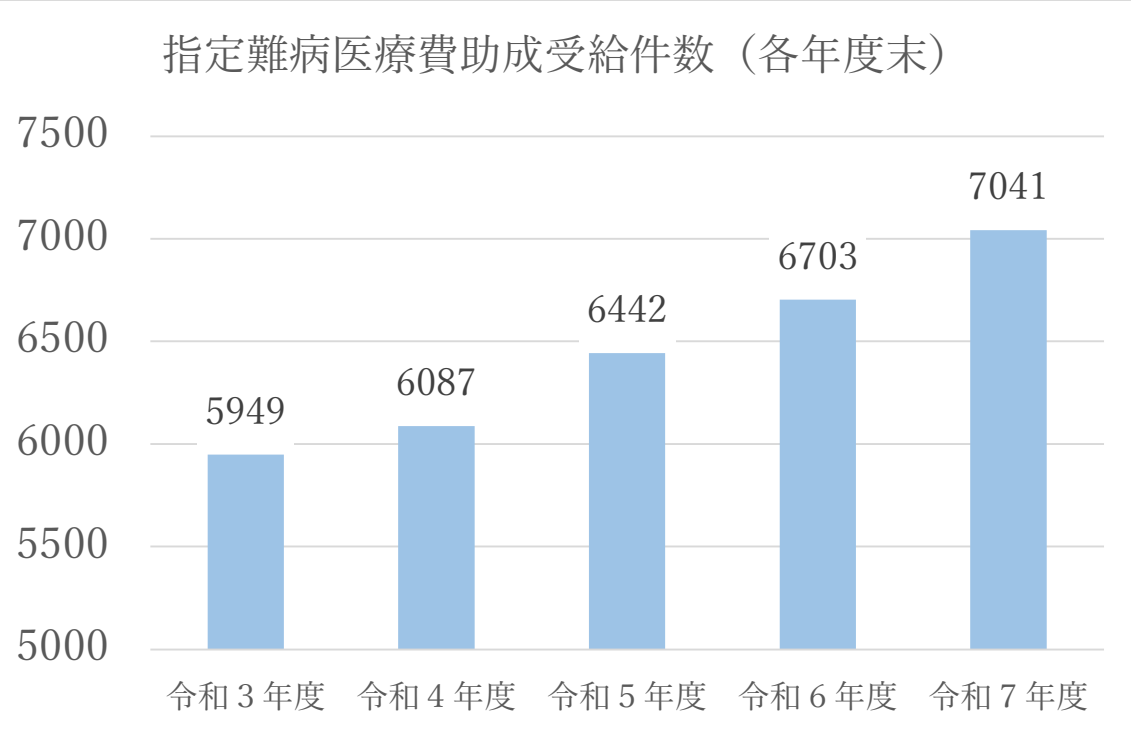
長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、関係機関との連絡調整等を行っています。

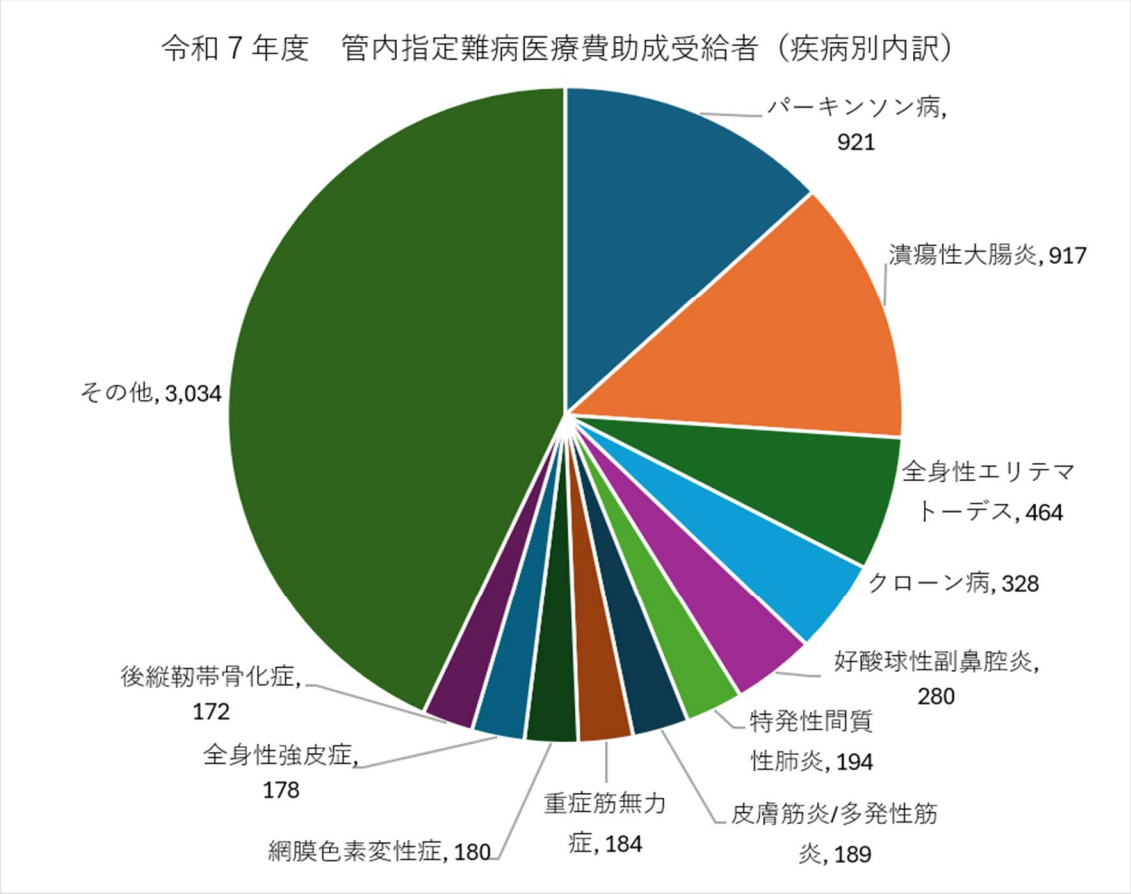
名　称	内　　容
地域支援者研修会	講演「医療的ケア児の支援について　地域の皆様と共有したいこと」 講師　千葉リハビリテーションセンター総合相談部　佐藤　郁夫　氏 報告「医療的ケアのある子の就園・就学体験談」（保健所）
自立支援事業	1．医療的ケア児・保護者の交流（松戸市） 市内で開催している「ほわほわの森で遊ぼう」と共催 （1）講演「特別支援学校ってどんなところ」

	講師　松戸特別支援学校　教頭　椎橋　克夫　氏 （2）こども向けレクリエーション 2. 医療的ケア児・保護者の交流（流山市） 流山市（健康推進課・障害者支援課）、西深井地域生活支援センターすみれと共催 （1）保育士によるパネルシアター （2）交流タイム 3.「内部疾患をもつ子どものための講演会・クリスマス会」 （1）講演「将来の自立のために身につけたいこどもの力」 講師　東京情報大学　看護学部　教授　水野　芳子　氏 （2）「患者会の紹介」 講師　全国心臓病のこどもを守る会（千葉支部）白倉　里美　氏 （3）こども向けレクリエーション 講師　作業療法士　西貝　萌子　氏

（5）指定難病医療費助成（事業年報 P.76～81）

指定難病医療費の一部を公費負担する制度です。
対象疾患は、348 疾患で、令和 8 年 3 月末の受給者は 7,041 人です。

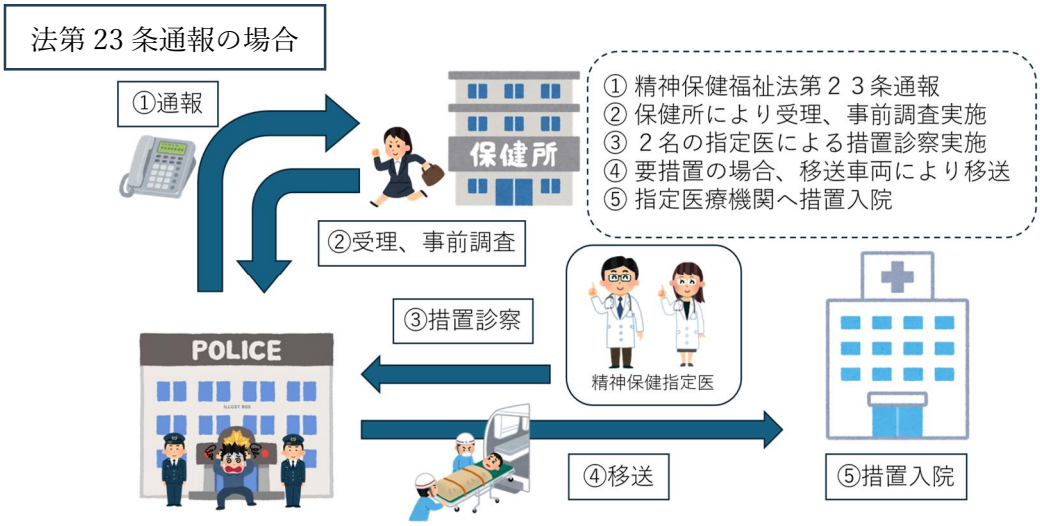




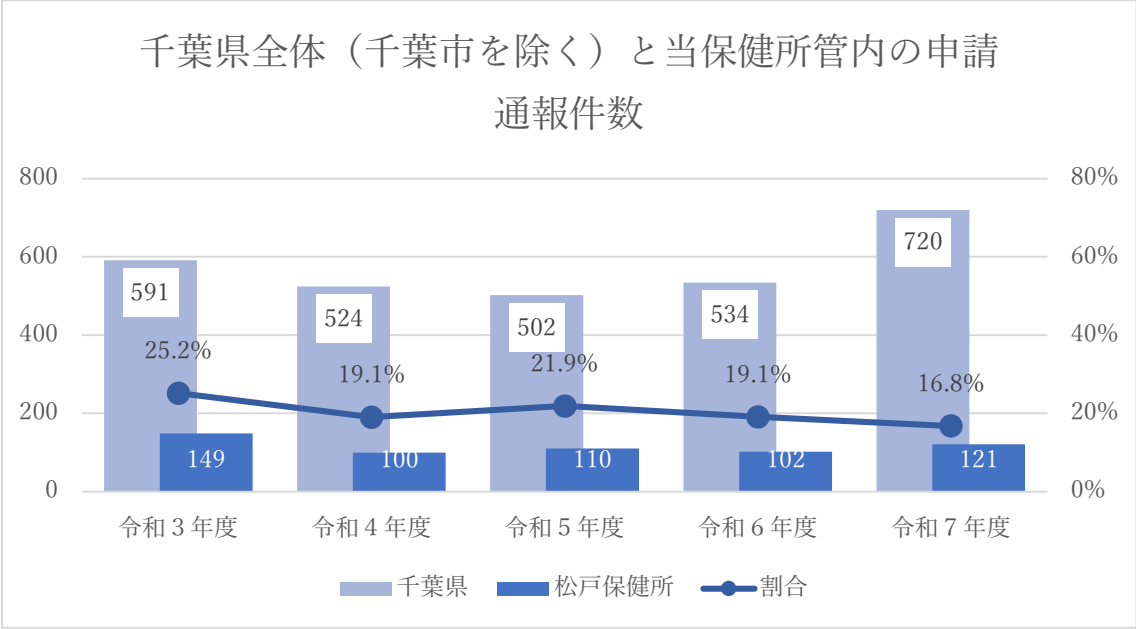
（6）精神保健福祉事業　（事業年報 P.68～74）

ア　精神障害者の措置入院について

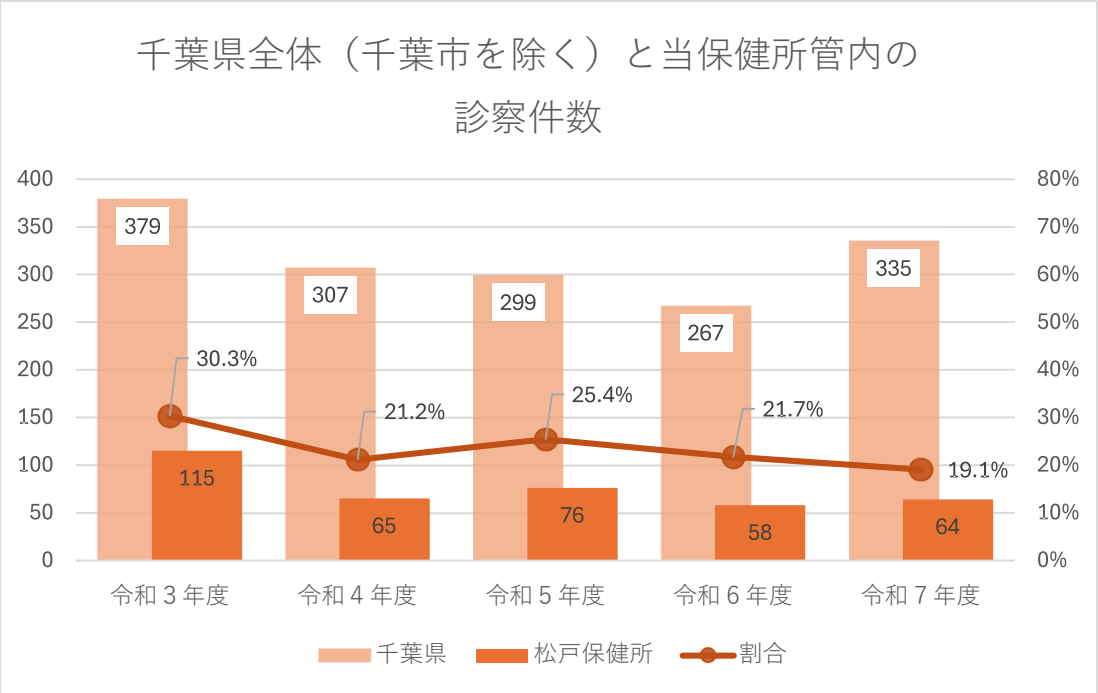
措置入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、法）第 29 条に定める入院形態のひとつです。対象者は、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者であり、千葉県知事が命令した精神保健指定医2名の診断の結果が「措置入院を要する」と一致した場合、措置入院となります。



イ　当保健所管内の通報件数



ウ　当保健所管内の措置診察件数



エ　令和6年度法改正への取組

法改正により、保健所や市町村が実施する相談支援の対象に「精神保健に関する課題を抱える者」（精神障害の有無にかかわらず精神保健に関する課題を抱えた者）が追加されました。これらの対象者に対して、市町村では精神保健に関する必要な情報の提供、助言、その他の援助が求められるようになりました。また、都道府県においては、市町村（保健所を設置する市を除く）の求めに応じ、技術的事項についての協力やその他必要な援助を行うよう努めることが定められ、保健所と市町村の連携を推進しています。さらに、関係機関（精神科病院、警察など）との協力関係の構築にも取り組んでいます。

また、法改正により、新たに「入院者訪問支援事業」が創設されました。本事業では、精神科病院で入院治療を受けている方が医療機関外の人との面会・交流が途絶えやすいこと、特に家族等がいない場合に市町村長同意による医療保護入院者では面会・交流の機会が少ないことなどから、第三者による支援が必要と考えられています。そのため、希望に応じて傾聴や生活に関する相談、情報提供等を行う訪問支援員を派遣する仕組みが導入されました。本県においても、令和 6 年度から千葉市と連携して入院者訪問支援員の養成を開始しました。令和 7 年度には委託事業所（友の家）を決定し、訪問支援を開始しています。令和 8 年度も本事業を継続して実施しており、保健所では引き続き、会議への参画、訪問支援員の養成、事業の周知・広報等を担当しています。

３　福祉業務　　事業年報 P.89～97

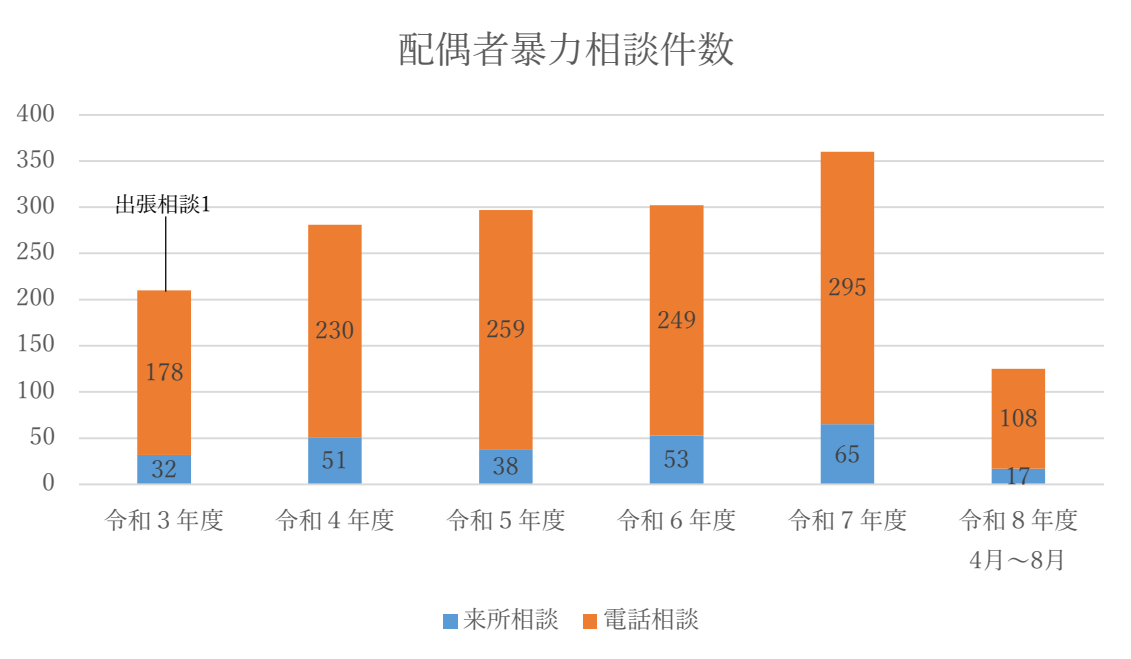
（1）母子・父子・寡婦福祉資金

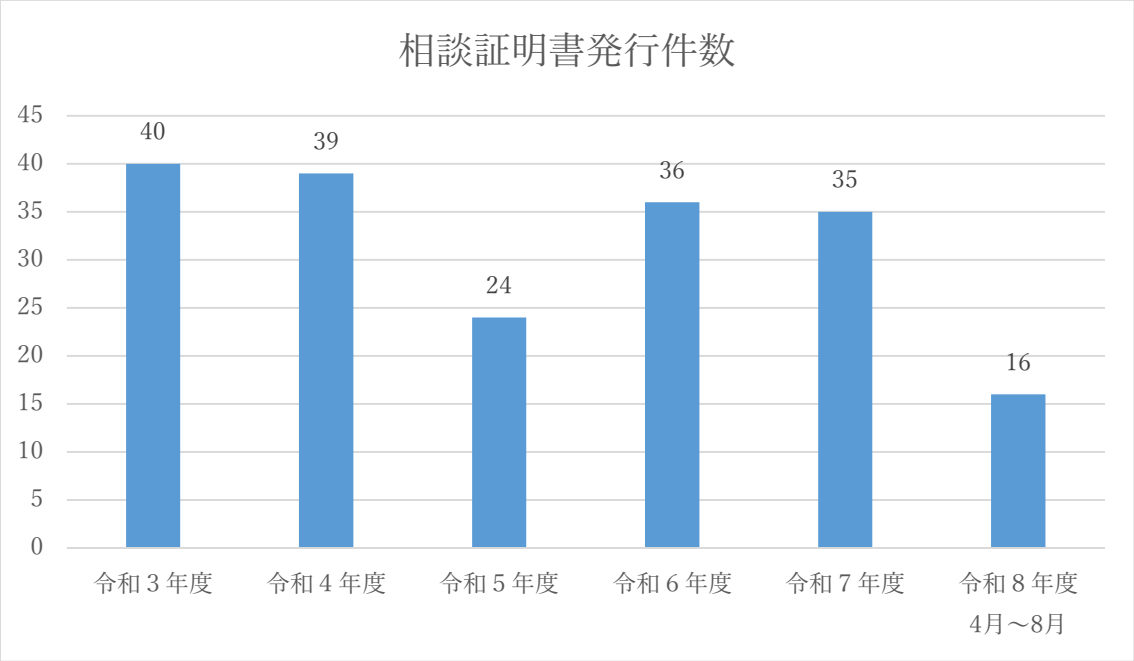
貸付金のほとんどは、高校・大学・専門学校等の授業料を対象とする「修学資金」です。貸付申請が減少している理由として、高校授業料の実質無償化や、貸付ではなく返還不要な給付型奨学金の実施等の影響が挙げられます。

	貸付合計		うち修学資金	
	人数	金額（千円）	人数	金額（千円）
令和３年度	1	200	0	0
令和４年度	1	1,080	1	1,080
令和５年度	1	1,034	1	624
令和６年度	1	150	0	0
令和７年度	0	0	0	0
令和８年４月～８月	0	0	0	0

（2）配偶者暴力相談支援事業

健康福祉センターは、配偶者暴力相談支援センターとして相談事業を行っています。また、管内市及び警察等、関係機関との連携を強化して、被害者からの相談に対応しています。





(3)障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に対応し、条例周知活動を行っています。

	差別等相談		その他の相談件数	条例周知活動
	実件数	活動件数		
令和３年度	10	231	36	120
令和４年度	9	60	20	1,471
令和５年度	4	45	17	1,003
令和６年度	6	157	15	1,058
令和７年度	8	104	21	958
令和８年４月～８月	2	13	11	448

4　結核・感染症・原爆被爆　　事業年報 P.101～127

(1)結核予防事業

ア　新登録患者数(活動性分類別)

令和7年の新登録患者数は69人。管内の結核新登録患者数を年齢階級別にみると、20歳代が全体の26.1%、60歳以上の高齢者が全体の49.3%を占めています。また、外国生まれの患者数は24人で管内の患者数全体の34.8%でした。

なお、令和7年の結核罹患率は、管内は8.1、国は8.0となっております。

結核罹患率：1 年間に発病した結核患者数を人口 10 万対で表したもの

区分 / 年 / 市町村	総数	活動性結核					肺結核のうち塗抹陽性の占める割合（%）	無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）（別掲）	疑似症患者（別掲）	結核死亡者の死体（別掲）	結核死亡疑い者の死体（別掲）
		活動性肺結核				活動性肺外結核					
		計	喀痰塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性その他						
令和 7 年	69	54	23	19	12	15	42.6	48	-	-	-
(うち外国籍)	(24)	(18)	(6)	(6)	(6)	(6)	(33.3)	(19)			
令和 8 年	49	34	22	7	6	14	64.7	32	-	-	-
(うち外国籍)	(16)	(11)	(7)	(0)	(4)	(5)	(63.3)	(15)			

※令和 8 年のデータは令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 8 月末現在

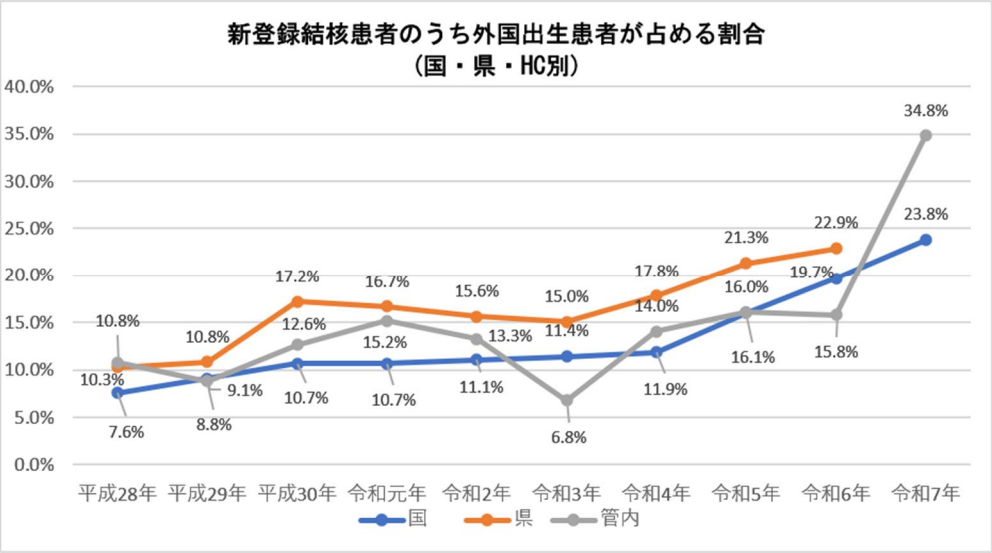
イ　DOTS 実施状況

結核患者や家族に対し、結核の治療を安心して継続できるよう、保健師が、健康に関する相談や、DOTS(ドッツ:Directly Observed Treatment Short course)を実施し、結核の治療を完了できるよう、保健所や地域の支援者、医療機関が協力をして服薬を見守っています。令和 8 年実績で、訪問件数は延べ 139 件、面接件数は延べ 58 件、電話その他は延べ 2299 件となっております。

ウ　外国出生者の結核

新型コロナウイルス感染症流行時期は、国内の外国人居住者の減少に伴い、新登録結核患者のうち外国出生患者が占める割合が減少していました。

令和３年以降は、国・千葉県・松戸保健所管内全てが増加傾向となっております。



（２）感染症予防事業（結核を除く）

ア　感染症発生状況

感染症法は、対象とする疾患をその感染力や症状の重篤性などに基づき１類～５類感染症に分類されています。令和８年１月に麻しん患者（計１例）の届出があり、患者及び接触者や施設管理者に対し、積極的疫学調査及び感染拡大防止の指導等を実施しました。感染拡大はなく、２月23日に終息と判断しました。

分類	特徴	令和8年1月～8月末 発生状況
1類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から見た危険性が極めて高い感染症	発生なし
2類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	発生なし （結核をのぞく）
3類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こしえる感染症	細菌性赤痢　1件 腸管出血性大腸菌感染症　10件 腸チフス　1件

4類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	E 型肝炎 A 型肝炎 マラリア レジオネラ症	5 件 1 件 1 件 17 件
5類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	百日咳 梅毒 急性脳炎 後天性免疫不全症候群 麻しん ※一部抜粋	21 件 25 件 19 件 6 件 1 件

イ　感染症予防対策研修会

社会福祉施設職員向けの研修として、令和 8 年度は、10 月 13 日に高齢者施設職員を対象に、感染対策に関する講義と演習を行いました。講師は、管内の感染症対策向上加算1医療機関の感染管理特定認定看護師が行っております。

ウ　感染症情報ネットワーク事業

管内の感染症発生状況等について、平成 23 年 11 月からメールマガジン形式で配信を開始しました。令和 7 年 11 月よりニュースレター形式で月 2 回（第 1, 3 金曜日）定期的な配信と、必要に応じて臨時配信をしています。

令和 8 年度（4 月 1 日～8 月 31 日現在） は、定期配信 10 回、臨時配信 13 回（麻しん患者の発生等）を行いました。令和 8 年 8 月末現在、登録数は 704 となっております。


2026年度 第7号
松戸保健所感染症情報
保健所からのお知らせ
千葉県内で手足口病が流行中です。　原因となるウイルスはアルコールが効きにくいです。
日頃から「石けん」と「流水」による手洗いを徹底しましょう！
全数把握対象疾患
定点把握対象疾患

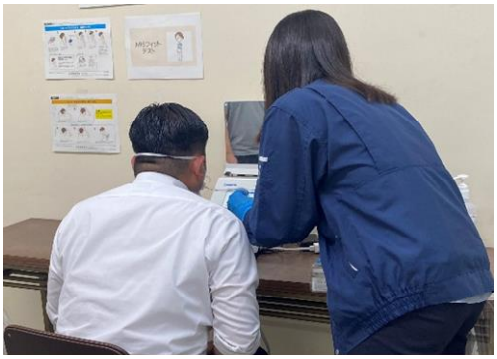
エ　感染症健康危機管理事業

（ア）新興感染症等発生に備えた各種訓練の実施

【防護服着脱訓練】

保健所の全職員を対象に、各市消防局と合同で、N95 マスクフィットテストや防護服着脱の実地訓練を行いました。（令和 8 年 5 月 26、27 日）





【感染症患者入院調整・患者搬送訓練】

令和 7 年 7 月 25 日に松戸市立総合医療センター（第二種感染症指定医療機関）及び各市職員、IHEAT と、MARS を想定した入院調整及び患者搬送訓練を実施しました。本訓練の様子（患者搬送車の養生、入院調整、入院受入）は研修資料として動画を作成し、保健所の全職員が手順の確認をできるようにしました。





令和 8 年度は、11 月 27 日に名戸ヶ谷あびこ病院及び各市職員や消防と、新興感染症を想定した入院調整及び患者搬送訓練を実施予定です。

（イ）松戸保健所地域健康危機管理推進会議

松戸保健所では、地域における健康危機事案に対し、関係機関等との連携強化を図るため、本会議を年1回開催しております。

令和 7 年度は、感染症をテーマとし、健康危機対処計画（感染症編）の改訂や、管内医療機関における感染対策の取組について、令和 8 年 1 月 15 日に情報共有を行いました。

（ウ）管内医療機関と各市消防局、市との情報交換会

管内の感染対策向上加算 1 を取得している医療機関や消防局、市職員と、平時から顔の見える関係をつくり、感染症発生時に迅速な連携を図る目的で、年 1 回情報交換会を実施しております。

令和 8 年 7 月 7 日に、各機関が実施している新興感染症等の訓練について、情報共有を行いました。

（エ）千葉県松戸保健所感染症危機情報共有グループメール

新興感染症等発生時に、関係機関で迅速に情報共有を行う体制を整えるため、メーリングリストを作成し、令和 7 年度より運用しております。

(3)エイズ対策事業

HIV・性感染症・肝炎検査

当所では、日中検査は第 2、第 4 木曜日、夜間検査は第 4 木曜日に、HIV 等の検査を実施しております。検査は無料匿名の予約制、検査項目は、HIV、梅毒、クラミジア、淋菌、B 型肝炎、C 型肝炎の 6 項目です。クラミジアと淋菌以外は、即日検査のため、検査当日に結果を説明しております。

(4)原爆被爆者対策事業

被爆者の健康増進を図るため、保健所では、被爆者健康診断及び健康相談を年 1 回実施し、健康の保持増進を図りました。

また、随時、原爆援護法に基づく各種手当の支給等も行っております。

【保健所における被爆者健康診断実施状況】

令和 7 年度実績:令和 7 年 9 月 30 日実施　受診者数 7 名

令和 8 年度計画:令和 8 年 10 月 27 日実施予定

5　生活衛生　　事業年報 P.131～150　163～171

食品衛生事業、狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業、環境衛生事業を実施しています。各分野の許認可事務、相談及び苦情対応、普及啓発などを実施しています。

(1)食中毒対策

食中毒が疑われる事案を探知した場合、疫学的調査を実施し、原因を究明して危害の拡大防止・再発防止を図っています。

令和3年6月1日に改正された食品衛生法で、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った衛生管理の制度化が施行されました。食中毒をはじめとした食品による事故発生の低減につながる制度です。衛生管理の実施状況の記録や計画の定期的な振り返りなど、引き続き、HACCP に沿った衛生管理の定着にむけて、各事業者への助言・指導を行っています。

管内の食中毒発生状況

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年 (9月末現在)
発生件数	4	3	3	2	0
患者数	41	68	18	24	0
原因物質	アニキサス ノロウイルス	アニキサス ノロウイルス	アニキサス 黄色ブドウ球菌 植物毒 (ユウガオ)	ノロウイルス	－
原因施設	飲食店 販売店	飲食店 販売店	飲食店 給食施設	飲食店	－



（2）食品衛生に係る業務

食品等の安全性を確保するため、生活衛生課と食品機動監視課が連携し、施設の監視を行っています。食品機動監視課は、広域流通食品等事業者（大規模食品製造施設、大型スーパー等）や大量調理をする集団給食施設を対象に、重点的な監視指導を実施しています。なお、食品機動監視課員は野田健康福祉センター健康生活支援課員を兼務しており、野田市の施設についても監視等を実施しますが、本資料の実績数は松戸健康福祉センター管内の件数で作成しています。

食品衛生に係る業務

業務	実績	令和７年度	令和８年 ９月現在	担当課
食品営業の許可	許可施設数 届出施設数	6, 747 件 3, 553 件 計 10, 300 件	6, 832 件 3, 376 件 計 10, 208 件	生活衛生課
施設の監視	許可施設の監視件数 届出施設の監視件数	2, 246 件 104 件 計 2, 349 件	1, 194 件 85 件 計 1, 279 件	生活衛生課・ 食品機動監視課
衛生教育	衛生教育実施回数 受講者数	19 回 2, 163 人	19 回 1, 676 人	生活衛生課・ 食品機動監視課

許可施設：公衆衛生に与える影響が著しい 32 業種で、施設基準が定められ、許可がないと営業できない施設（飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業など）

届出施設：公衆衛生に与える影響が少ない業種（弁当販売業・野菜果物販売業・食料・飲料販売業など）

（3）動物に係る業務

狂犬病予防法に基づく犬による侵害防止対策と、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物愛護管理事業を実施しています。

犬による侵害防止対策として、管理者のいない犬や係留されていない飼い犬に対して、動物愛護センターと連携して捕獲などの措置を講じ、こう傷事故の未然防止に努めるとともに、こう傷事故発生時は再発防止のため飼い主指導に取り組んでいます。

動物愛護管理事業として、動物の販売やペットホテルなど動物関連事業を行う動物取扱業者に対し、施設の登録・監視を行い、適正な取り扱いをされるよう指導をするとともに、住民からの飼い犬、飼い猫などの愛玩動物に関する苦情や相談を受け付け、状況確認を行い、必要に応じて飼い主等に対し指導をしています。

また、特定動物の許可、飼養指導も動物愛護管理事業として実施しています。

（4）環境衛生に係る業務

ア　概要

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づき、確認、許可及び監視指導業務を行い、営業者による自主管理体制の強化を図りながら、環境衛生管理の向上に努めています。

特に、公衆浴場や旅館・ホテルなどの入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止を目的に、施設の衛生管理指導や浴槽水等のレジオネラ属菌の行政検査を実施し、適正管理の推進に取り組んでいます。

イ　レジオネラ症発生防止対策

検査でレジオネラ属菌が検出された場合は、レジオネラ症発生防止のため、直ちに当該浴槽の使用自粛を要請し、改善を指導します。また、公衆浴場業、旅館業等の開設者を対象に、衛生管理を徹底してもらうことを目的としてレジオネラ症防止対策等衛生講習会を定期的に開催し、衛生管理の徹底を図っています。

ウ　生活環境への影響防止

大規模施設などの特定建築物、建築物における登録事業、馬や豚のような大型動物や 10 頭以上の犬など周辺環境に影響を及ぼしかねない動物の飼養又は収容施設、学校や公共施設の遊泳用プールなどについても、法律や条例、要綱等に基づく監視、指導を行い、施設の衛生確保及び周辺環境への影響防止を図っています。

エ　民泊

民泊（住宅宿泊事業）は、旅館業法の営業者以外が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業で、年間提供日数は 180 日以内と定められており、民泊を営もうとする者は県衛生指導課に届出を行う必要があります。

保健所では、民泊施設について苦情があった場合や規定の 180 日を超えて宿泊させている可能性がある場合に、立ち入り検査等により確認を行い、適正な運営を指導しています。

オ　その他（住居衛生、温泉関係）

住居衛生として、シックハウス症候群や衛生害虫防除等の相談にも対応しています。

温泉法については、温泉の保護や温泉掘削に伴う災害の防止を目的として、千葉県庁薬務課と協力して立ち入り検査や指導等を行っています。

6 検査

事業年報 P.153～159

検査課は、13 か所の保健所のうち 7 か所に設置されています。当保健所では、野田保健所の管内である野田市における検査業務も行っています。

(1)検査実績

	令和6年度	令和7年度	令和8年度（4月～8月）
HIV 抗原・抗体検査数	**243**	**156**	50
(内訳)松戸保健所	243	156	50
野田保健所	—	—	—
平常時の腸内細菌検査数	6,653	6,941	2,980
(内訳)松戸保健所	4,989	5,060	2,180
野田保健所	1,664	1,881	800
食品検査に関する検査数	370	471	185
(内訳)松戸保健所	230	333	140
野田保健所	140	138	45
感染症に関する検査数	79	69	53
(内訳)松戸保健所	63	64	48
野田保健所	16	5	5
食中毒に関する検査数	3,257	**4,537**	**842**
(内訳)松戸保健所	2,176	2,642	379
野田保健所	1,081	1,895	463

（2）衛生研究所搬送検体

胃腸炎症状の集団発生が起こった場合、保健所でノロウイルス検査を実施します。ノロウイルスが検出されなかった検体については、衛生研究所に搬送し、ノロウイルス以外の下痢症ウイルスの検査を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 （4月～8月）
ノロウイルス検査数	**405**	**565**	58
（内訳）松戸保健所	304	394	23
野田保健所	101	171	35
ノロウイルス以外の下痢症ウイルス検査数（衛生研究所）	**54**	**170**	**42**
（内訳）松戸保健所	39	95	8
野田保健所	15	75	34

（3）精度管理

食品衛生検査を行う施設は、食品衛生法に基づき、検査に関する精度管理を実施することが規定されています。これにより、内部精度管理と外部精度管理の両方を行っています。

内部精度管理では、各検査において陽性コントロールと陰性コントロールを設定し、試験が正確に行われていることを確認します。

外部精度管理では、国が認める精度管理調査実施機関が実施する精度管理に参加しています。

また、衛生研究所が実施する細菌およびウイルス検査の外部精度管理にも参加し、技術および検査精度の評価を行っています。

【内部精度管理実施項目】

（細菌）一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、E.coli、腸内細菌科菌群、腸管出血性大腸菌 O157

（化学）比重、酸度、乳脂肪分、無脂乳固形分

【外部精度管理実施項目】

・精度管理調査実施機関（一般社団法人食品薬品安全センター）

E.coli、一般細菌数測定、腸内細菌科菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、大腸菌群

・衛生研究所
結核菌（R6）、腸内細菌（腸管出血性大腸菌・サルモネラ属菌）（R7）、ノロウイルス

（4）検査機器

検査機器は、耐用年数を考慮した上で、計画的に更新を行っています。

令和6年度	令和7年度	令和8年度 （予定）
冷凍機付インキュベーター	リアルタイム PCR	プレハブ冷蔵庫ユニット交換
バイオメディカルフリーザー	スマートダイリューター	冷凍機付インキュベーター
リアルタイム濁度測定装置 増幅ユニット		

7　監査指導業務　　事業年報 P.175～176

平成 16 年 4 月の組織改正により、県内 5 か所の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人の運営・会計管理の指導監査、社会福祉施設等の運営・会計管理及び入居者等の処遇の指導監査、認可外保育施設の立入調査、有料老人ホームの立入検査、介護保険指定事業所等の運営指導等を行っています。

当センターの監査対象地域は、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、柏市（県が所管する社会福祉法人等）の計 5 市です。監査対象となる社会福祉法人、社会福祉施設、老人ホーム、保育所等は計 3,107 か所（令和 8 年 3 月末現在）です。

令和 8 年度の監査計画数は 703 か所で、令和 8 年 8 月末現在の実施数は 127 か所（書面による監査等を含め実施率は 18.1%）となっています。

なお、令和 7 年度の監査計画数は 735 か所で、実施数は 425 か所（書面による監査等を含め実施率は 57.8%）となっています。

令和 7 年度　社会福祉法人等の指導監査等実施状況

区分／種別	法人・施設数 A	計画数 B	計画率（%） B／A	実施数 D ＜※1＞	うち、実地監査・指導 ＜※1＞	実施率（%） D／B
社会福祉法人等 ＜※2＞	34	16	47.1	9	9	56.3
社会福祉施設（第一種） ＜※3＞	98	31	31.6	20	20	64.5
社会福祉施設（第二種）等 ＜※4＞	2,975	688	23.1	396	396	57.6
合　計	3,107	735	23.7	425	425	57.8

※1：「実施数」と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

※2：表中の「社会福祉法人等」とは、社会福祉協議会、施設を経営する法人、施設を経営しない法人及び児童福祉行政（市町村）である。

※3：主として社会福祉法第 2 条第 2 項に規定される第一種社会福祉事業を経営するものである。

なお、表中の「社会福祉施設（第一種）」には、救護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、女性自立支援施設及び指定障害者支援施設がある。

※4：主として社会福祉法第 2 条第 3 項に規定される第二種社会福祉事業を経営するものである。

なお、表中の「社会福祉施設（第二種）等」には、保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、指定児童発達支援センター及び指定一般相談支援事業所がある。